

認可外保育施設などを利用しているお子さんがいる保護者の皆さんへ 施設等利用費の無償化について

☎ 幼児教育課 ☎ 055-948-1447

幼児教育・保育の無償化により、事前に「保育の必要性の認定」を受けることで、認可外保育施設や幼稚園などの利用料（施設等利用費）が請求による払い戻しの対象となります。詳しくは、利用中の施設または幼児教育課に問い合わせください。



対象者（4月1日時点）／

- ・3～5歳児クラスの保育を必要とする子ども
- ・0～2歳児クラスの保育を必要とする住民税非課税世帯の子ども

提出書類／

- ①施設等利用給付認定申請書
- ②保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明書や申立書など）

提出先／幼児教育課

その他／

※無償化の対象となる利用料には月額上限があります。
※無償化の対象とならない施設があります。利用中の施設または施設所在地の市区町村にご確認ください。
※対象者の要件に該当する場合は、随時認定の申請ができます。詳細は問い合わせください。

【保育を必要とする事由について(保護者全員がいずれかに該当していることが要件です)】

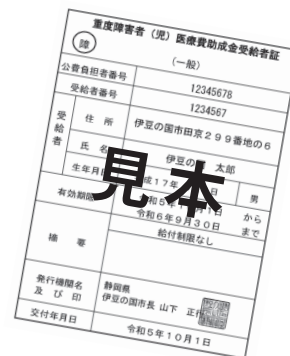
1	就労	居宅外で就労している人(予定を含む) (月に60時間以上労働することを常態としていること) 自営業(自宅外自営、親族経営などの自営を含む)の場合 (月に60時間以上、対象となる子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること)
2	妊娠・出産	保護者が妊娠または出産(出産予定月の2カ月前～出産後の2カ月以内)
3	就学	就学中であること(職業訓練を含む)
4	疾病・障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいを有しており、保育が困難であること
5	介護・看護	同居している親族で、長期にわたる病人や心身に障がいのある人を、常時介護・看護しており、保育が困難であること
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
7	求職	求職活動を継続的に行っていること(3カ月以内に就職すること)

重度障害者(児)医療費助成金受給者証 の更新について

☎ 障がい福祉課
☎ 0558-76-8007 FAX 0558-76-8029

現在お持ちの重度障害者(児)医療費助成金受給者証は、9月30日(土)で有効期限を迎えます。10月1日(日)から使用する受給者証については、受給要件を確認した後、9月下旬に郵送します。

なお、申請時に登録した、加入医療保険、振込先金融機関、住所、氏名を変更した場合、変更手続きが必要です。随時、変更の届け出をお願いします。



見本

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間 守ろう！伊豆の国市のまち並みと景観

☎ 都市計画課
☎ 055-948-2909

毎年9月1日～10日は、「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正管理の促進に向けて企業や国民に対する意識啓発などを推進しています。市でも、期間中にパトロールを実施し、簡易的な違反広告物の撤去などを行います。

また、市で掲出している公共看板も同期間中に点検・清掃を実施し、改修・除却などを行います。

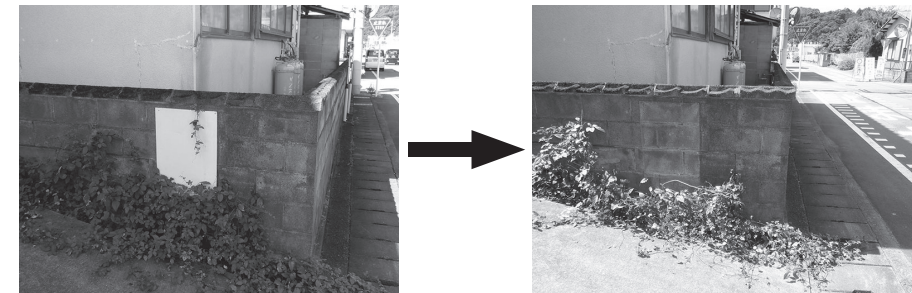
お困りの場合は担当にご相談ください

無断で貼られたはり紙はありませんか？

塀や壁に貼られているチラシや広告板は無許可のものが多く、乱雑に貼られている光景は美しいまち並み景観を阻害しています。また、電柱などへチラシを貼ることは禁止されています。



簡易的な違反広告物の撤去



公共看板の点検・清掃および改修など



汚染された看板を清掃

老朽化した看板を改修

看板ひとつで景色が変わる

現在、無許可や違反の野立て看板への指導を順次行っています。市から通知が届いた場合は、速やかに広告物の是正をお願いします。

屋外広告物の規制強化は「美しい景観づくりを推進する」ための取り組みです。それぞれのお店、それぞれの看板ですが、その一つひとつがまちの景色の一部です。皆さんも、素敵な看板・素敵なまちづくりを目指して、いつもの景色に目を向けてみてください。